

議第42号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

1 所在地

呉市西中央1丁目2番5

2 種別及び数量

(1) 土地（宅地）

2,000.01平方メートル

(2) 建物（解体撤去の対象となる建物）

1棟

3 譲渡の相手方

東京都港区元赤坂1丁目1番7号

くれみらい特定目的会社

代表取締役 野坂 照光

（提案理由）

呉駅前西再開発ビル（旧そごう呉店）の全部を解体撤去すること等を条件として、そごう呉店跡地の一部及び呉駅前西再開発ビル（旧そごう呉店）の全部を無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項の規定により、この案を提出する。